

第12回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年6月27日(月)午後2時00分～午後2時48分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階会議室

3 出席委員
(農業委員)

1 番	太田香代子	2 番	廣瀬博一	3 番	伊崎美代子	4 番	木下勝徳
5 番	小川一英	6 番	植木健太郎	7 番	楠田耕三	8 番	平 光正
10 番	本多利任	11 番	山下勝也	14 番	水田 勇	15 番	中村修治
17 番	馬場正国	会長	中川繁憲				

(農地利用最適化推進委員)

21 番	野原重光	22 番	中山秀樹	23 番	田中八郎	25 番	増田孝徳
26 番	北岡新市	27 番	内田一郎	28 番	末吉秀明	30 番	中村康弘
31 番	石橋浩昭	32 番	石橋正浩	33 番	山口俊一	34 番	松尾和昭
35 番	寺田俊秀	37 番	原田久也	39 番	浅田修弘	40 番	柴内成世
41 番	三宅東英	43 番	宮崎 努	44 番	山本敏晴	45 番	宮崎陽一
46 番	相良栄一郎	47 番	本田勝彦	48 番	飛永敏博		

4 欠席委員
(農業委員)

9 番	中野裕二	12 番	山崎伸吾	13 番	寺田健蔵	16 番	金子初夫
-----	------	------	------	------	------	------	------

(農地利用最適化推進委員)

19 番	吉岡長久	20 番	田中芳邦	24 番	本多正敬	29 番	神崎好史
36 番	末續公德	38 番	岡田裕弥	42 番	本多晋介		

5 議事録署名委員 3 番 伊崎美代子 5 番 小川一英

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 山口朋子

[日 程]

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第52号 農用地利用集積計画の決定について
議案第53号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について
議案第54号 空き家に附属した農地の指定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局（〇〇） ただいまから第12回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、9番中野委員、12番山崎委員、13番寺田委員、16番金子委員、19番吉岡推進委員、20番田中推進委員、24番本多推進委員、29番神崎推進委員、36番末續推進委員、42番本多推進委員から欠席の届けがっております。出席の農業委員数は14名で過半数に達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は、第12回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の梅雨入りは6月11日に平年より7日遅く入りましたが、雨による災害も今のところ発生しておらず、農作業も順調に進んでいることと思います。去年は8月中旬の豪雨による災害が発生しておりましたが、今年は雨による災害がないことを念願しております。

先週、24日に長崎県農業会議の通常総会が長崎市で開催されました。その総会の中で農業者年金基金の表彰伝達が行われ、本市は新規加入者数、女性の加入者数で全国第3位などの成果を上げて、表彰を受賞してまいりました。これもひとえに委員の皆さんの努力の成果と感謝しております。これからも農業者年金の加入推進のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局長から、農業委員18人中、出席委員は現在14名との報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に、3番伊崎委員、5番小川委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局に説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、私から、議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明いたします。

2ページをお願いいたします。

番号1、大村市の〇〇から加津佐町の〇〇へ、加津佐町〇〇、地目が畑で、地積が110平米です。申請の転用の目的ですが、一般個人住宅。現在、借り住まいのため、持家を建築したいということでございます。権利の内容につきましては、許可次第、売買による所有権移転となっております。

なお、備考欄にありますとおり、農振内の農用地外となっております。隣接の〇〇、宅地、234.66平米と一体利用となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われれます。

一般個人住宅、木造2階建て、建築面積は90.26平米となっております。敷地の一部を1mほど切土し整地して、石積みの擁壁を設置してのり面保護をしながら、土砂の流出については、流出を防ぐようにするというところでございます。雨水につきましては、新設の溜枡等を經由して道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、同じく道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、借入金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。令和4年6月23日午後2時10分頃、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名と見てまいりました。場所は〇〇より2キロほど上ったところの〇〇のスクールバスのバス停から100mほど上ったところですが、隣接地の方にも同意を取ってあるということで何ら問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からご意見等はありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど言われましたように、私も一緒に回ってまいりました。宅地部分には倉庫があったそうなので、それを広げて農地を宅地にするということでありましたので、何ら問題はないと思います。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第52号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第52号の農用地利用集積計画の決定について、説明いたします。

まず、差し替えをお願いしたいと思います。本日お配りしています1枚物の資料があると思います。こちらの3ページ、賃借権の1枚目のところの修正となりますので、そちらのほうをご覧ください。それ以外については、事前にお送りしていたものを利用させていただきます。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規11件、2万2,785平米、再設定が17件、3万3,662.6平米、合計の28件の面積が5万6,447.6平米となっております。

続きまして、使用貸借権は新規のみ3件で1万6,718平米です。

所有権移転が売買3件、4,318平米、贈与が1件、1,256平米の合計4件の5,574平米となっております。

中間管理事業の一括方式分ですけれども、新規の賃貸借権のみで10件、1万297平米となっております。

それでは、個別の案件につきましては朗読いたしますが、再設定及び一括方式については、朗読を割愛させていただきます。

(議案第52号 賃貸借権 番号1～10、45新規設定、使用貸借権 番号28～30新規設定、所有権 番号31～34を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われまます。以上となります。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問を伺うところでありますが、本日配付されております3ページの番号45、7ページの番号34と8ページの番号43、44は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 30番の雲仙市の〇〇から口之津町の〇〇、これは経営面積がゼロとなっておりますが、何かあるのですか。

議 長 事務局、説明できますか。事務局、説明をお願いします。

事務局(〇〇) 30番について説明いたします。これは今度借りられる方は、貸付人の方の子供の配

偶者になるということで、実際農作業をしていたのを今回、借りて農業経営を開始するということでありました。認定農業者として認められております。以上でございます。

議長 この件に関して、〇〇番〇〇委員、何かご意見ございませんか。

〇〇番〇〇委員 事務局から説明があったように、〇〇は農協に勤められていまして、その頃から奥さんの実家のお手伝いということをされていたのですが、退職後、本格的に農業をするということで聞いております。問題ないと思います。

議長 最適化推進委員の〇〇、〇〇、〇〇、何かご意見ありませんか。
〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 何も問題ないと思います。

議長 〇〇番〇〇委員。
〔「欠席です」との声〕

議長 欠席ですね。というご意見がありましたけれども、〇〇番〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 ほかにありませんか。
〔「なし」との声〕

議長 ないようでしたら、次に、番号45について審議したいと思います。
農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号45について、審議に入りたいと思いますが、45に対してご意見、ご質問等ありませんか。
〔「なし」との声〕

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。
———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 次に、番号34について審議いたします。
農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 34について、ご意見、ご質問等ありませんか。
〔「なし」との声〕

議長 〇〇委員の入場を求めます。
———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 次に、8ページの番号43、44について審議いたします。
本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号43、44について、ご意見、ご質問等ありませんか。ご意見ありませんか。
〔「なし」との声〕

議長 番号43、44についてのご意見、ご質問はありませんので、〇〇番の〇〇委員の入場を求めます。
———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第52号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することと決定いたします。

次に、議案第53号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について 事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第53号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

農用地につきましては、賃貸借権2件の4,153平米となっております。

内容につきましては、朗読させていただきたいと思っております。

番号1、出し手の有家町の〇〇、こちらが有家町〇〇番ほか1筆、こちらは畑ですけれども、合計の1,062平米になります。こちらが〇〇のほうに今年の8月10日から令和10年11月というところまでの賃借権。

もう一段下になりますが、出し手が諫早市の〇〇から有家町〇〇、畑1,343平米を同じく〇〇のほうへ、期間が令和4年8月10日から令和9年12月9日までの賃借権となっております。

番号2番、南有馬町〇〇の土地、南有馬町〇〇、畑、1,748平米を南有馬町の〇〇へ、令和4年8月10日から令和8年3月9日までの賃借権となっております。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問を伺うところでありますが、番号2については出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 ないようですので、次に、番号2について審議したいと思います。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 それでは、番号2について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 では、〇〇番の〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、農用地利用配分計画は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地配分計画は妥当として報告いたします。

次に、議案第54号 空き家に附属した農地の指定について 事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第54号 空き家に附属した農地の指定について説明いたします。

10ページと11ページになります。

本案件につきましては、原則として、農地法第3条の許可をするために、本市では、町ごとに30aから50aまでの下限面積を設定しております。南島原市においては、定住促進と遊休農地の解消を目的に、去る令和3年4月1日付で南島原市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準を定めております。市が運営する南島原市空き家情報(空き家バンク)に登録がある空き家の

所有者が所有している農地について、空き家を取得するときに限って農地法第3条の許可を認めるために、農業委員会として、農地を空き家に附属した農地に指定するものです。

それでは、案件について朗読いたします。

番号1、申請者、福岡県北九州市の〇〇、土地は南有馬町〇〇番ほか9筆、登記の地目が畑または宅地または田となっております。現況のほうは畑と田とそれぞれありまして、合計の面積が2,750平米であります。空き家バンクの所在地につきましても、南有馬町〇〇、こちらにつきましても〇〇の近くになるということになります。空き家バンクに登録された日が令和2年10月19日となっております。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。6月23日午後2時40分頃から、〇〇委員、〇〇委員、事務局3人で行って来ました。場所ですけれど、〇〇は、地図には載っていませんが、竹やぶで山林化していました、ちょっと畑にするのは大変という感じでした。

その次の〇〇は、周りも荒廃化していて近くには行けませんでした、本当に竹やぶで山林化していました。

〇〇、ここは道路沿いで、まだ草を切って、すぐすぐ畑にできそうな感じがしました。

〇〇も同じく、さっきの畑の隣でして、まだ草を切って耕作すればできそうな感じでした。

〇〇は、ちょっと小道でして、そこもまだ草を切って耕作すればできるかと思われるんですけども、〇〇と〇〇の間に第三者の農地がありまして、そこを一緒に使用できれば作業もしやすいのではないかと思います。

〇〇、これは宅地ですが、ここもまだ畑として使えるような感じでした。

〇〇、ここも地目は宅地ですが、畑として使えるような感じでした。

〇〇、ここも宅地ですが、畑として使えるような感じでした。

〇〇、地目は田、ここもまだ草を切って耕作すれば使えるような感じでした。

皆さんの審議のほうをよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんのおっしゃるとおり、まだ畑はそんなに荒れておりませんでしたので、できれば耕作者を早めに見つけていただければ、いいかなと思って帰ってまいりました。皆さんのご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議長 この表示してある中の上から2つは竹やぶでちょっと農地等は難しいのではないかとということで、あとは耕作可能な場所だったというご意見のようでしたけれども、ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 この空き家に附属した農地については、前回から議題に上がっていると思うのですが、空き家バンクは県外から移住してここを買うということになっているのでしょうか。空き家バンクに登録された家を買うという、それにこの農地がついているということでしょうか。その人が農業する目的なんかで来る場合は、農地が必要になってくると思うのですが、高齢者の方であったり、農業ができなかった場合は、結局は荒れてしまうということになってみてもすよね。だから、空き家バンクに登録する前に、所有者の方が農地の所有権を移転するなり、荒れ地で山林化していたら非農地証明をして、本当の1つか2つぐらいの家で付随した農地だけにするようにしないといけないのではないかと私は思います。

議長 〇〇番〇〇委員が言われた、そのとおりだと思いますね。それで利用権設定ができる農地はで

きるだけそういうふうを活用してもらって、借手のないようなところだけを空き家バンクに登録してもらいたいと思います。そここのところの作業ですけれども、空き家バンクに対して農地の活用の仕方の説明をお願いしますか、事務局。よろしいですか、お願いします。

事務局（〇〇） 一応空き家に附属した農地の指定というのと、実際空き家を購入される方が全てを引き受けないといけないのかということになりますと、それはあくまで当事者間の契約になりますので、一応登録されていても、取得される方が農地までは要らないということであれば、それは交渉の中で協議をしていく形になるかと思えます。ただ、所有者としては全てを処分したいので取りあえず指定を、下限面積がならなくても新規就農で来られたりとか、そういう方がいらっしまったときにもスムーズに貸し借りができるように、指定を取りあえずしておくというのが一つの方法かなと思っております。逆に、今荒れて作っていない状況なので、これがすぐ担い手の方が引き受けてできるのかとなると、その辺が、こういう状況ですので、そこがどうなのかなと。まず、先に担い手のほうに話を持って行ってというのも一つの手段ですし、取りあえず指定だけ、今現在、作り手がいないので指定だけしておいてスムーズに、いざ、そういう全てを引き受けてもいいよという方がいらしたときにスムーズに許可が出せるようにしておくのも一つの方法だと思います。以上です。

議長 必ずしも農地と一緒に買わなくちゃいけないというわけではないということですね。空き家だけでもいい。それでも農地が欲しい方がいらっしやれば、その農地も一緒に買えますよ。よろしいですか、〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 そういう形でありますので、登録はしておいて、許可を出したいというようでありますので、この地図を見ても、周辺は結構耕作されているところがありますので、そういう方が利用権設定をしてもらうのが一番いいのではないかなと思っておりますけれどもね。そういう形の中で、空き家バンクに登録された方が、もしも一緒に活用していただける方がいらっしやればそれが幸い。なければ、空き家だけのという形だそうですね。どうですか、ほかの皆さん、何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がないようでしたら、原案どおり決定することよろしいでしょうか。ご意見がなければそういうふうな決定という形を取らせてもらいたいと思っておりますけれども、何かご意見はありませんか。あまりこういうのは先月ぐらいからぼちぼち上がってきて、間もないということでもありますけれども、そういう形をしておいても利用権設定はできるという形でありますので、取りあえず本人さんの要望がそうあるならば、それでもいいのではないかなと思っておりますけれども、よろしいですか。皆さんがご意見ないようでしたら、提案どおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、原案どおり空き家に附属する農地に指定することに決定いたします。

12ページについては、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

以上をもちまして、議事の審議を終了いたします。